

社会貢献支援員はこんな活動をしています！

1 社会貢献支援員の目的

社会貢献事業の全面的なバックアップ



医療や福祉の制度やサービスについて地域で気軽に相談でき、必要なサービスが利用できるようなまちづくり（地域のセーフティネットづくり）に取り組んでいきます。

= 老人福祉施設の社会貢献事業 =

大阪府内の老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）が、施設に総合生活相談員（＝コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域で必要な医療や福祉のサービスなどが何らかの理由で利用できていないような方々を対象に訪問相談・支援（＝総合生活相談活動）を行います。

施設の相談員が訪問相談を重ねる中で、経済的な問題を理由に必要なサービスが利用できないと判断されれば、相談員の所属する施設長の決裁を得て、各サービス提供事業所にサービス費用の支払いを行います。

2 社会貢献支援員の役割

老人福祉施設のコミュニティソーシャルワーカーとともに、訪問相談活動を展開します。

施設のコミュニティソーシャルワーカーと連携して、社会貢献事業について関係機関や団体等に周知PRし、要援護者の発見に努めます。

幅広い相談活動の中で、老人福祉施設だけでは対応が困難な場合、障がい他の各種専門分野への「つなぎ」を積極的に行います。

「地域で医療や福祉の制度やサービスを利用できないで困っている方がいる」「制度だけでは支援していくにも限界がある。施設の専門職と連携して要援護者を支援することはできないものか」といったことがありましたら、最寄の老人福祉施設もしくは、社会貢献支援員にお知らせください。社会貢献支援員は施設の相談員と密接に連携して、訪問相談を展開していますので、地域の施設につなぎ、訪問相談を行うなど、施設と地域が一体的に協力した支援体制の構築に努めます。

コミュニティソーシャルワーカー・社会貢献支援員による相談援助のながれ

要援護状態のキャッチ

●行政 ●社協 ●地域包括支援センター
●ケアプランセンター ●民生委員・児童委員
●病院のMSW ●社会福祉施設
●子ども家庭センター ●女性相談センター 等

行って、見て、聞いて状況把握

住まいを訪問して相談

既存の制度適用の可能性を検討

●生活保護 ●生活福祉資金貸付
●介護保険 ●日常生活自立支援事業
●成年後見制度 ●無料低額診療事業 等

経済的援助の必要性を検討

●食料費 ●光熱水費 ●日用品費
●住居設定費 ●医療費 ●介護サービス費
●成年後見人申立費 ●就労支援費 等

コミュニティソーシャルワーカー、
社会貢献支援員の判断

施設長の決裁

社会貢献基金
から支払い
(現物給付)

継続的な見守り

適切な関係機関につないで終結